

社団法人日本超音波医学会会費規則

(平成4年11月5日制定)

(平成8年6月6日改正)

(平成10年7月1日改正)

(平成14年9月20日改正)

第1条 本会の会費については、本会の定款第7条に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|----|-----------------|
| 一 正会員 | 年額 | 13,000円 |
| 二 準会員 | 年額 | 10,000円 |
| 三 学生会員 | 年額 | 3,500円 |
| 四 賛助会員 | 年額 | 1口 40,000円 2口以上 |

第3条 会費の納入は、本会会員の種別・入退会・会費等の取扱い規則第12条、第13条及び第14条による。

第4条 この規則の改廃は、第2条の規定を除くほかは、規約担当理事の発議に基づき、理事会の承認を得なければならない。

2 第2条の規定の変更は、理事会及び総会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、平成4年11月5日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則の改正は、平成8年6月6日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

定款第8条第1項の規定にかかわらず、英文誌の送付を辞退する準会員の会費は、3,000円を免除する。

附 則

この規則の改正は、平成14年9月20日から施行し、平成15年4月1日から適用する。